

防災トピックス

災害時に役立つこと間違いなしの情報をご紹介

火災・救急などのお問い合わせは？

- 火災のお問い合わせは（テレホンサービス）
.....通信指令課 ☎ 050-1809-1911
- 救急医療機関のお問い合わせは（テレホンサービス）
.....通信指令課 ☎ 050-1809-1910
- 災害時の避難についての事前のお問い合わせは
.....危機管理課 ☎ 089-948-6794
- 災害対策（警戒）本部設置時のお問い合わせは
.....災害対策本部 ☎ 089-987-7000
- 防災行政無線で放送した内容の確認は（テレホンサービス）
.....危機管理課
☎ 089-986-7755（松山・北条）
☎ 089-997-1193（中島）

まつやま防災メールについて

まつやま防災メール（市民向け災害情報メールサービス）

「まつやま防災メール」は、災害・気象情報の発表や大規模な地震発生時などに、皆さんがお持ちのパソコンやスマートフォンへお知らせするメールサービスです。

● 配信内容

①避難情報②気象警報③防災情報④火災情報⑤地震情報⑥消防防災関係広報から選択できます。

● 登録方法

登録方法については、以下のホームページアドレスをご確認ください。



二次元コード

<https://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/bosai/bousai/all/syusyuhouhou/matsuyamaBM.html>

❓ 危機管理課 危機管理担当

☎ 089-948-6794 FAX 089-934-1813

住宅用火災警報器について

平成23年6月からすべての住宅※1に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。

設置場所は、すべての寝室と、2階以上の階に寝室がある場合は、階段部分への設置も必要です。

設置が必要な住宅用火災警報器のタイプは、煙を感知する「煙感知式」となっており、取り付ける場所は、寝室、階段などの壁または天井部分です。また、設置されている家庭も火災のときにきちんと作動するよう、お手入れや点検を定期的に行いましょう。住宅用火災警報器

にある「ボタンを押す」あるいは「引きひもをひく」ことで、警報音がきちんと鳴るかどうか確認できます。

- ※1 マンションなどで自動火災報知設備やスプリンクラー設備等を設置している場合は、住宅用火災警報器の設置は免除されます。



設置の具体例



予防課 火災調査担当

☎ 089-926-9247 FAX 089-926-9163

災害に備えて

「災害は忘れたころにやってくる」といわれますが、日ごろから災害への備えを万全にし、いざというときに慌てず、適切な行動が取れるようにしておくことが何よりも大切です。

市では災害発生時に、災害対策本部を設置し、市ホームページや公式SNS、防災行政無線や広報車などによって注意を呼びかけます。その他、テレビやラジオで正しい情報を取得するように心がけてください。

災害対策（警戒）本部設置時の被害通報や災害に関する問い合わせ

地震・大雨・台風などによる災害の恐れがあるときや災害発生時に設置されます

▶ ☎ 089-987-7000

- ①被害の調査依頼・報告 ②避難場所・危険箇所などの問い合わせ
- ③災害復旧の支援に関する問い合わせ

緊急地震速報について

全国瞬時警報システム（J-ALERT）を活用し、緊急地震速報などの情報を提供しています。

緊急地震速報は、気象庁が大きな揺れの前に震度や震源などを予測して情報を発表するもので、「震度5弱以上」の揺れが市内で予測された場合には、防災行政無線や携帯電話の緊急速報メール（エリアメール）などで地震の発生をお知らせします。

緊急地震速報を見聞きしたときの行動は、周囲の状況に応じて「あわてずに、まず身の安全を確保する」ことが大切です。



危機管理課 危機管理担当

☎ 089-948-6794 FAX 089-934-1813





お問い合わせ



対象

防災・安全



災害に備えて

手続き・受付時間、
定休日など料金・
支給金など

利用時間



休館・休園

松山防災アプリについて

「松山防災アプリ」は、スマートフォンで気象や避難に関する情報などをプッシュ通知で受け取ることができ、簡単に家族の防災行動計画（マイ・タイムライン）を作成できる機能も備えています。

アプリの
ダウンロード

市民防災安全課 市民防災担当



089-948-6795



FAX 089-934-3157

「緊急速報メール（エリアメール）」 （災害・避難情報）について

災害が発生したり、避難する必要が生じた場合、携帯電話会社が提供するサービス「緊急速報メール（エリアメール）」を利用して、災害・避難情報を特定エリア内の携帯電話に一斉配信します。緊急速報メール（エリアメール）は、通勤・通学や観光旅行等で一時的に松山市内を訪れている方々にも配信されます。



危機管理課 危機管理担当



089-948-6794



FAX 089-934-1813

台風に備えて

下記の事項を中心に点検をしましょう。

- 板塀にぐらつきや腐りはないか
- プロパンガスボンベは固定されているか
- 商店などでは看板のぐらつきはないか
- ベランダなどの鉢植えに注意
- テレビアンテナの設置状態は
- 家の周りを調べ、飛ばされそうなものはすべて室内に取り込むか、固定するなどの飛散防止対策を

地震に備えて

- タンスや食器棚、本棚、冷蔵庫などの大型の家具類には、L型金具などで転倒・移動防止対策を
- 食器棚やサイドボード、窓などのガラスには、飛散防止フィルムを貼るなど、飛散防止対策を
- 幼児やお年寄り、傷病者などの部屋には、大型の家具類は置かないように
- テレビや水槽などを、タンスの上などの高い場所に置かないように
- つり下げ式照明器具は、できれば天井への固定式に
- カーテンやじゅうたんなどは、なるべく防災製品の使用を
- ブロック塀にひび割れや破損箇所はないか

大雨・集中豪雨に備えて

集中豪雨は予測できないことが多いので、大雨情報を聞いたら早めの準備が必要です。特に雨に弱い土地では、事前に土のう等の準備や避難体制を整えておき、いつでも安全に避難ができるようにしましょう。

- ラジオやテレビなどの気象情報には注意しましょう
- 停電に備えて、懐中電灯や携帯ラジオの用意をしておきましょう
- 非常持出品を準備しておきましょう

あなたの避難所は

市では、あなたの周囲で大災害が起きたとき、小中学校など安全が確保される所を避難所として指定しています。特に地震のときの避難所については、指定場所のうち耐震耐火施設を利用するとともに、公園や緑地の空き地も併せて利用することにしています。日ごろから避難所の位置や避難路を確かめておきましょう。

市内の指定避難所一覧表

電話番号の市外局番はすべて089です。

保育園

松江
堀江
道後
桑原
高浜
余土
小百合
伊台
久米
味生
朝美
東雲
生石
浮穴
平井
石井
八雲
つばき
山越

中村三丁目
堀江町
道後姫塚
桑原四丁目
高浜町六丁目
余戸東四丁目
溝辺町
下伊台町
鷹子町
北斎院町
美沢二丁目
東雲町
高岡町
南高井町
平井町
西石井六丁目
此花町
古川北二丁目
山越一丁目

☎ 931-1468
☎ 978-0356
☎ 931-4379
☎ 931-0828
☎ 951-0965
☎ 972-0801
☎ 977-0228
☎ 977-0335
☎ 975-0201
☎ 951-2016
☎ 925-1467
☎ 931-1439
☎ 972-0803
☎ 976-2202
☎ 975-0126
☎ 956-0849
☎ 941-9771
☎ 956-7670
☎ 925-9547

中須賀
浅海
国津
粟井
元怒和（休園中）
津和地（休園中）

中須賀一丁目
浅海本谷
八反地
鹿峰
元怒和
津和地

☎ 952-9655
☎ 995-0032
☎ 993-0807
☎ 994-0193
☎ 999-0001
☎ 990-2028

認定こども園

もののはな
中島

由良町
中島大浦

☎ 961-2332
☎ 997-0101

幼稚園

三津浜
五明
石井
荏原
坂本

神田町
菅沢町
西石井六丁目
東方町
久谷町

☎ 951-0831
☎ 977-1630
☎ 956-0089
☎ 963-1103
☎ 963-1154

次項へ➡



小学校

番町	二番町四丁目	☎ 941-1446
味酒	宮西二丁目	☎ 925-1447
八坂	湯渡町	☎ 941-1448
東雲	文京町	☎ 924-6987
新玉	千舟町八丁目	☎ 941-1449
清水	清水町三丁目	☎ 925-0205
雄郡	土橋町	☎ 931-3197
素鷲	小坂一丁目	☎ 931-8796
堀江	福角町	☎ 978-0015
潮見	吉藤四丁目	☎ 978-0543
久枝	安城寺町	☎ 925-4437
和気	太山寺町	☎ 978-0057
三津浜	梅田町	☎ 951-0804
宮前	祓川一丁目	☎ 951-0253
高浜	梅津寺町	☎ 951-0321
味生	別府町	☎ 951-0529
桑原	桑原三丁目	☎ 945-5051
生石	高岡町	☎ 972-1219
垣生	西垣生町	☎ 972-1239
道後	石手四丁目	☎ 941-0228
湯築	道後北代	☎ 925-5588
興居島	泊町	☎ 961-2010
興居島(島嶼分校)(休校中)	泊町	☎ 961-2461
余土	余戸東一丁目	☎ 972-0322
湯山	食場町	☎ 977-0001
日浦	河中町	☎ 977-2798
伊台	下伊台町	☎ 977-0201
五明	菅沢町	☎ 977-2353
久米	鷹子町	☎ 975-0601
浮穴	森松町	☎ 976-0143
小野	平井町	☎ 975-0989
石井	東石井六丁目	☎ 956-1658
荏原	東方町	☎ 963-1003
坂本	久谷町	☎ 963-1054
たちばな	針田町	☎ 971-8410
椿	和泉南六丁目	☎ 957-1430
石井東	越智一丁目	☎ 957-7545
北久米	福音寺町	☎ 976-8431
味生第二	別府町	☎ 952-4561
石井北	和泉南一丁目	☎ 957-6300
さくら	余戸中四丁目	☎ 973-6686
みどり	西長戸町	☎ 926-0456
福音	福音寺町	☎ 970-1151
双葉	土居田町	☎ 921-1171
窪田	久米窪田町	☎ 970-1533
姫山	山越三丁目	☎ 927-0211
浅海	浅海本谷	☎ 995-0343
難波	中通	☎ 993-0049
立岩	猿川原	☎ 996-0221
正岡	八反地	☎ 993-0043
北条	北条辻	☎ 993-0066
河野	宮内	☎ 993-0160
栗井	常竹	☎ 994-1006
中島	長師	☎ 997-0092
睦月(休校中)	睦月	☎ 998-0070
野忽那(休校中)	野忽那	☎ 998-0330
怒和(休校中)	元怒和	☎ 999-0234
津和地(休校中)	津和地	☎ 999-0757
二神(休校中)	二神	☎ 999-0131
愛媛大学教育学部附属	持田町一丁目	☎ 913-7861

中学校

拓南	枝松五丁目	☎ 931-8518
雄新	土居田町	☎ 931-8261
勝山	清水町三丁目	☎ 925-4005
東	文京町	☎ 924-8588
道後	上市一丁目	☎ 921-4207
鴨川	鴨川二丁目	☎ 924-9041
内宮	内宮町	☎ 978-0046
三津浜	若葉町	☎ 951-0531
高浜	梅津寺町	☎ 951-0475
津田	北斎院町	☎ 972-0019
垣生	西垣生町	☎ 972-1226
興居島	泊町	☎ 961-2010
余土	保免西四丁目	☎ 972-0010
湯山	溝辺町	☎ 977-0402
日浦	河中町	☎ 977-5822
旭	下伊台町	☎ 977-4362
久米	来住町	☎ 975-0501
小野	平井町	☎ 975-0988

久谷	浄瑠璃町	☎ 963-1025
南	東石井七丁目	☎ 956-1373
西	高岡町	☎ 971-6226
南第二	森松町	☎ 957-5633
桑原	畑寺町	☎ 943-5152
椿	市坪南一丁目	☎ 957-8650
城西	竹原三丁目	☎ 932-5008
北	太山寺町	☎ 978-3321
北条北	北条辻	☎ 993-0038
北条南	河野別府	☎ 994-0230
中島	長師	☎ 997-0204
愛媛大学教育学部附属	持田町一丁目	☎ 913-7840

高等学校(体育館)

松山東高等学校	持田町二丁目	☎ 943-0187
松山南高等学校	末広町	☎ 941-5431
松山北高等学校	文京町	☎ 925-2161
松山中央高等学校	井門町	☎ 957-1022
松山商業高等学校	旭町	☎ 941-3751
松山工業高等学校	真砂町	☎ 931-8195
新田学園	山西町	☎ 951-0188
松山聖陵高等学校	久万ノ台	☎ 924-8783
松山学院高等学校	北久米町	☎ 976-4343
済美高等学校	湊町七丁目	☎ 943-4185
聖カトリナ学園高等学校	永代町	☎ 933-4353
// 永代町体育館	藤原町	☎ 933-3291
// 藤原町体育館	朝生田町四丁目	☎ 933-3291
// 朝生田体育館	大街道三丁目	☎ 941-4136
松山東雲中学・高等学校	樽味三丁目	☎ 946-9911
愛媛大学附属高等学校	衣山五丁目	☎ 922-8980
愛光学園	中島大浦	☎ 997-0031
松山北高等学校中島分校	北条辻	☎ 993-0333
北条高等学校		

中等教育学校(体育館)

松山西	久万ノ台	☎ 922-8931
済美平成	空港通五丁目	☎ 965-1551

大学(体育館)

愛媛大学	文京町	☎ 927-9000
松山大学	文京町	☎ 925-7111
松山大学 御幸キャンパス	御幸一丁目	☎ 926-7271
松山東雲女子大学・短期大学	桑原三丁目	☎ 931-6211
聖カトリナ大学	北条	☎ 993-0702

ろう学校・盲学校(体育館)

松山盲学校	久万ノ台	☎ 922-3655
松山聾学校	馬木町	☎ 979-2211

公民館

湯山公民館	末町	☎ 977-2763
日浦公民館	河中町	☎ 977-5807
五明公民館	菅沢町	☎ 977-6152
久米公民館	鷹子町	☎ 976-8438
小野公民館	北梅本町	☎ 975-8511
石井公民館	居相一丁目	☎ 957-4120
浮穴公民館	森松町	☎ 957-1843
荏原公民館	東方町	☎ 963-0993
坂本公民館	久谷町	☎ 963-0994
八坂公民館	三番町一丁目	☎ 921-2231
素鷲公民館	中村三丁目	☎ 931-2745
道後公民館	道後町一丁目	☎ 921-0430
東雲公民館	勝山町二丁目	☎ 941-6630
番町公民館	二番町四丁目	☎ 945-0957
桑原公民館	桑原二丁目	☎ 945-9796
中央新玉公民館	千舟町八丁目	☎ 931-5294
雄郡公民館	小栗三丁目	☎ 931-6571
清水公民館	清水町三丁目	☎ 924-7075
味酒公民館	松前町五丁目	☎ 924-9053
生石公民館	高岡町	☎ 971-2975
余土公民館	余戸東四丁目	☎ 971-6752
垣生公民館	西垣生町	☎ 971-0267
味生公民館	別府町	☎ 952-5406
三津浜公民館	三津三丁目	☎ 951-0446
宮前公民館	古三津一丁目	☎ 952-1068
高浜公民館	梅津寺町	☎ 952-5235
泊公民館	泊町	☎ 961-2933
由良公民館	由良町	☎ 961-2932

和気公民館
潮見公民館
堀江公民館
久枝公民館
伊台公民館
北条公民館
(北条コミュニティセンター)
浅海公民館
立岩公民館
河野公民館
栗井公民館
(農村環境改善センター)
難波公民館
(地域活性化センター)
正岡公民館
中島公民館
(総合文化センター)

太山寺町
吉藤四丁目
堀江町
西長戸町
下伊台町
北条辻
浅海原
猿川
河野別府
久保
中通
八反地
中島大浦

☎ 978-3805
☎ 924-8643
☎ 979-3596
☎ 924-8628
☎ 977-0136
☎ 993-1114
☎ 995-0812
☎ 996-0811
☎ 993-0042
☎ 994-0039
☎ 993-0499
☎ 993-0459
☎ 997-1181

浅海公民館小竹分館
浅海公民館浅海原分館
浅海公民館味栗分館
立岩公民館才之原分館
立岩公民館猿川下分館
立岩公民館湯裾分館
立岩公民館大遊寺分館
立岩公民館立岩中村分館
立岩公民館米之野分館
立岩公民館庄府分館
立岩公民館儀式分館
立岩公民館坊田分館
立岩公民館小山田上分館
立岩公民館小山田中分館
立岩公民館小山田下分館
立岩公民館猿川原分館
難波公民館庄分館
難波公民館上難波分館
難波公民館下難波石風呂分館
難波公民館大浦分館
正岡公民館高田分館
正岡公民館院内分館
北条公民館上辻区分館
北条公民館浜町区分館
北条公民館安居島区分館
北条公民館土手内区分館
河野公民館河野別府分館
河野公民館府中分館
河野公民館柳原分館
河野公民館宮内分館
河野公民館善心寺分館
河野公民館河野高山分館
河野公民館佐古分館
河野公民館片山分館
河野公民館中須賀分館
河野公民館夏目分館
栗井公民館小川分館
栗井公民館磯河内分館
栗井公民館和田分館
栗井公民館栗井河原分館
栗井公民館鹿峰分館
栗井公民館本谷分館
栗井公民館常竹分館
栗井公民館西谷分館
栗井公民館客分館
栗井公民館麓分館
栗井公民館小川谷分館
京ヶ森集会所
猪木集会所
中通第二集会所
中通集会所
棕之原集会所
小山集会所
新開集会所
久保集会所

浅海本谷甲232-2
浅海原甲538-1
才之原甲737-1
猿川甲371-2
猿川甲722-2
猿川甲924-1
立岩中村甲277-1
立岩米之野甲187
庄府甲282-1
儀式甲136-4
小山田甲203-1
小山田甲344-3
小山田甲571-3
小山田甲661-1
猿川原甲251
庄甲228-1
上難波甲731-1
下難波甲1263-2
大浦416-1
高田甲357-2
院内甲275-2
北条辻332
北条1181
安居島甲268
土手内148-1
河野別府467
府中336
柳原144-1
宮内甲59-4
善心寺71-1
河野高山甲207-1
佐古甲173-1
片山甲163-3
河野中須賀286-1
夏目甲420-1
小川甲669-1
磯河内甲372-4
和田甲234-1
栗井河原245-3
鹿峰197-2
本谷甲343、344
常竹甲123-1
西谷甲381
客甲344-1
麓甲407-4
小川谷甲74
浅海原甲1-5
猪木甲341-1
中通甲308
中通甲638
八反地甲654
中西外271-1
北条辻805-7
久保167

☎ 996-0812

☎ 992-0076

☎ 993-3863

☎ 993-3865

☎ 994-2872

☎ 994-2371

☎ 994-0677

公民館分館・隣保館

中島公民館大浦分館
中島公民館宮野分館
中島公民館吉木分館
中島公民館饒分館
中島公民館栗井分館
中島公民館睦月分館
中島公民館野忽那分館
中島公民館上怒和分館
中島公民館元怒和分館
中島公民館小浜集会所
北条ふれあいセンター
中島ふれあいセンター
清水公民館桜ヶ丘団地分館
清水ふれあいセンター
道後公民館祝谷分館
道後公民館祝谷東町分館
生石公民館北吉田分館
生石公民館高岡分館
高浜公民館新浜分館
高浜公民館高浜1丁目分館
久枝公民館船ヶ谷分館
潮見公民館平田分館
潮見公民館吉藤分館
潮見公民館谷分館
和気公民館勝岡分館
和気公民館太山寺分館
和気公民館朝夕分館
堀江公民館東大栗分館
堀江公民館大西二分館
余土公民館保免中分館
余土公民館市坪分館
由良公民館門田分館
泊公民館船越分館
久米公民館鷹子分館
湯山公民館宿野分館
湯山公民館倉敷分館
溝辺ふれあいセンター
日浦公民館藤野分館
伊台公民館伊台ハイツ分館
伊台公民館本村分館
五明公民館菅沢分館
小野公民館小野谷分館
小野公民館太尺寺分館
小野公民館駄場分館
浮穴公民館井門分館
浮穴公民館南高井分館
浮穴公民館森松分館
朝生田ふれあいセンター
石井公民館古川分館
石井公民館一の宮団地分館
石井公民館越智分館
石井公民館北土居分館
古川ふれあいセンター
荏原公民館津吉分館
荏原公民館中野分館
荏原公民館大橋分館
坂本公民館出口分館
坂本公民館久谷中組分館
坂本公民館奥久谷分館
坂本公民館桜分館
坂本公民館窪野北谷分館
浅海公民館萩原分館
浅海公民館真沖分館

中島大浦
宮野
吉木
饒
中島栗井
睦月
野忽那
上怒和
元怒和
小浜甲558
中西外
小浜
御幸1-545-3
清水町1-9-9
祝谷5-7-15
祝谷東町乙742-34
北吉田町1237-2
高岡町566
新浜町14-28
高浜1-1398-3
船ヶ谷町237-1
平田町272-4
吉藤5-19-20
谷町甲260-3
勝岡町112
太山寺町1593-2
和気町2-925-2
東大栗町780-1
堀江町甲863-5
保免中2-1-17
市坪北1-3-13
門田町地先
泊町1368
鷹子町632
宿野町甲205
溝辺町甲286-4
溝辺町565-2
藤野町甲225-1
下伊台町1278
上伊台町215-1
菅沢町甲267-1
小野町甲79
北梅本町6
北梅本町2631
井門町768
南高井町1318
森松町645-1
朝生田町6-3-32
古川南1-20-13
古川南3-10-15
越智2-3-25
北土居1-4-21
古川南1-20-18
津吉町696
中野町甲323
大橋町56
久谷町甲215
久谷町812
久谷町甲1780
窪野町2119
窪野町1099
萩原甲287-3
浅海本谷甲354-11

☎ 997-0011
☎ 997-0016
☎ 997-0707
☎ 997-0436
☎ 997-0021
☎ 998-0211
☎ 998-0757
☎ 999-0228
☎ 999-0969

☎ 993-2036
☎ 997-2511

☎ 924-7238

☎ 952-4993

☎ 970-0300

☎ 977-5312

☎ 943-4930

☎ 956-6888

☎ 905-2466

その他

庄農家高齢者創作館
北条市民会館
北条体育館
北条ふるさと館
長師農村開発研修センター
神浦地域総合施設
宇和間農林漁業体験実習館
熊田地域総合施設
畑里高齢者健康増進実習館
津和地多目的集会所
中島B&G海洋センター
城山小学校跡
愛媛慈恵会地域交流ホーム
木の実幼稚園
由良小学校跡
泊小学校跡
地域交流センター
畑寺福祉センター
まつやまRe・再来館
愛媛県研修所
四国電設株式会社松山営業所
二神海の家海の恵みの里

庄甲228-1
北条辻
北条辻
河野別府
長師
神浦
宇和間
熊田
畑里
津和地
小浜
中島栗井
東本二丁目
西垣生町
由良町
泊町
三津三丁目
畑寺四丁目
空港通一丁目
東野四丁目
堀江町
二神

☎ 993-4526
☎ 992-1322
☎ 993-3266
☎ 997-0079
☎ 997-0014
☎ 999-0595
☎ 997-0787
☎ 997-0022
☎ 999-0819
☎ 997-2211
☎ 997-0288
☎ 921-1035
☎ 973-1256

☎ 951-1157
☎ 905-9614
☎ 968-7153
☎ 977-2122

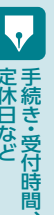
令和8年4月1日現在



防災・安全



災害に備えて



手続き・受付時間、
定休日など





準備は万全ですか？

1週間分の家庭内備蓄をしましょう

災害が発生したら、水道、電気、ガスなどのライフラインが寸断されるおそれがあります。もしもの事態に備えて、普段から各家庭で1週間分程度の食料や飲料水のほか、必要なものを備蓄しておきましょう。

最近では、防災用品を取り扱うスーパーやホームセンターなども増えていて、多様な非常食を手軽に入手することができます。たとえば、発熱材がついて水がなくても温かい状態で食べられるレトルト食品のほか、お菓子や缶詰など、保存性はもちろん、おいしい非常食がたくさん販売されています。なお、普段から食べているカップめんやレトルト食品など、比較的日持ちする食料を余分に買い置きすることで、災害時には非常食として活用できます。備蓄した食料は、賞味期限が切れる前に定期的に消費して、食べたら買い足し、一定量を備蓄するローリングストックを実践しましょう。

その他、以下の持ち出し品や備蓄品を備えておくと、災害時に役立ちます。

● 非常持出品（すぐに持ち出せるように）

- 衣類、運動靴、軍手、ヘルメット
- 充電器、ライト、予備の電池
- マスク、消毒液、非常用トイレ、薬など

● 家庭内備蓄品（家庭に合わせて用意）

- 高齢者／常備薬、お薬手帳、携帯杖など
- 乳幼児／粉・液体ミルク、おむつ、離乳食など
- その他／眼鏡・コンタクト、アレルギー対応用品、生理用品など

災害にあつたら

浸水世帯し尿緊急くみ取り料金の一部助成は？

河川の決壊による氾濫、高潮、豪雨などにより、くみ取りトイレの便槽が衛生上放置できない状態となり、緊急にくみ取りを要する市内の一般世帯は、くみ取る前に連絡してください。くみ取り料金の一部を助成します（浄化槽は不可）。



環境指導課 し尿担当 本館 4F

☎ 089-948-6439 FAX 089-934-1812

火災などのお見舞いは？

自然災害や火災などにより住家に被害を受けた世帯に対して、「見舞金」を支給します。

見舞金は、被害の程度により次のとおりです。

①住家の全壊・全焼、全損の場合

…… 1世帯につき10万円

②住家の大規模半壊・中規模半壊・半焼、半損の場合

…… 1世帯につき5万円

③住家の半壊の場合

…… 1世帯につき2万円

④死亡の場合

…… 1人につき10万円



市民生活課 援護事業担当 本館 1F

☎ 089-948-6814 FAX 089-934-1768

火災などの証明は？

- **り災証明書**（火災・風水害・地震等の災害により被害を受けた方が各種手続きをする際に必要となる場合があります。）
- **救急搬送証明書**（交通事故やけがにより救急車を利用した人で、搬送の証明が必要なとき）

証明書の種類	請求場所
り災証明書	〈火災の場合〉 予防課・消防署（支署・出張所含む） 〈風水害や地震等の場合〉 危機管理課ほか
救急搬送証明書	救急課・消防署（支署・出張所含む）

※なお、各証明書は、松山市役所中島支所でも請求できます。

予防課

☎ 089-926-9247 FAX 089-926-9163



危機管理課

☎ 089-948-6793 FAX 089-934-1813

救急課

☎ 089-926-9227 FAX 089-926-9187

地域の防災

自主防災組織

自主防災組織とは、地域に住む住民が平常時からお互いに協力し合い「自分たちのまちは自分たちで守る」ということを目的に結成される防災組織をいいます。地震や洪水など、大規模な災害が発生すると、救援要請の増加や交通事情の悪化などによって、防災関係機関が災害現場に到着するまでにかなりの時間を要する場合もあります。

積極的に自主防災組織活動に参加し、災害に強いまちづくりを進め、「地域防災力」を向上させましょう。



市民防災安全課 市民防災担当

☎ 089-948-6795 FAX 089-934-3157

あなたの属する自主防災組織はどこか、知っていますか？

松山市は、防災のための地域ごとの組織として「自主防災組織」が設けられています。もしもの時には、この組織ごとでの対応となります。あらかじめ、自分たちや

大切な人たちがどこの組織に属しているのかを知っておく必要があります。



市民防災安全課 市民防災担当

☎ 089-948-6795 FAX 089-934-3157



お問い合わせ



対象

防災・安全



地域の防犯

自主防災組織 ～地区別結成状況～

加入世帯数：255,676世帯（令和8年4月1日現在の住民基本台帳登録者数による）

地区数：41地区 組織数：739組織 結成率：100%

地区名	組織数	地区名	組織数	地区名	組織数	地区名	組織数
浅 海	3	河 野	14	中 島	17	三 津 浜	29
新 玉	4	興 居 島	9	難 波	6	味 生	33
栗 井	21	五 明	5	垣 生	35	宮 前	30
生 石	16	坂 本	9	番 町	33	八 坂	25
石 井	19	潮 見	20	日 浦 (九川地区含む)	11	雄 郡	41
伊 台	12	東 雲	30	久 枝	15	湯 築	1
浮 穴	5	清 水	36	北 条	24	湯 山	19
荏 原	20	素 鷲	29	堀 江	22	余 土	8
小 野	17	高 浜	16	正 岡	6	和 気	26
久 米	12	立 岩	12	味 酒	24		
桑 原	22	道 後	3				

2026.4.1現在

地域の防犯

子どもたちを守ろう！

現代の社会環境はめまぐるしく移り変わっていきま
す。そして、私たちの未来をになう子どもたちは地域の

宝です。その子どもたちを犯罪などから守るためには地
域の協力が不可欠なのです。また、子どもたちのためだ
けにとどまらず、さまざまな犯罪に対して、防犯の有効
な手だては地域ぐるみでの活動にほかなりません。松山
市内でも、さまざまな地域防犯活動がなされています。
これらの活動に積極的に参加して、もっと住み良いまち
づくりをめざしましょう。

このマークの意味を知っていますか？



防 犯

自分のできることから始
める「防犯活動」や「犯罪
に備える」といった、防犯
に対する一人一人の心
がけ（自主防犯）の大切
さを呼びかけます。

【事業主体】
松山市防犯協会
松山市内各地区防犯協会



子育て協力店

商店を中心に協力を依
頼し、地域で子どもを見
守る体制をめざしていま
す。

【事業主体】
松山市小中学校PTA連
合会、各単位PTA



子ども安全ネットワーク
「子ども見守り隊」

地域ボランティアによる
「子ども見守り隊」が登下
校や遊び場などを見回っ
ています。

【事業主体】
各小学校区子ども安全
ネットワーク事業実行委
員会



まもるくんの家

児童生徒が不審者から
被害を受けそうになった
とき、保護や連絡をしてく
れる避難所です。

【事業主体】
松山市教育委員会、松山
市小中学校PTA連合会、
松山市内各警察署、松山
市内各地区防犯協会



子ども110番

タクシーや郵便局車両の
協力で、24時間青少年の
安全確保に対応します。

【事業主体】
松山市小中学校PTA連
合会、松山市教育委員会、
愛媛県ハイヤー・タクシー
協会松山支部、愛媛県警
察本部、松山市内郵便局



手続き・受付時間、
定休日など



料金・
支給金など



利用時間



休館・休園

不審者情報について

愛媛県警察から寄せられる不審者情報を松山市ホームページ及び松山市公式LINEページにおいて公開しています。情報が入り次第、随時更新しています。

松山市不審者情報 ホームページ



松山市LINE 公式アカウント



※警察からの情報提供であるため、捜査状況等により掲載が遅れることがあります。

●MACネットCSCシステムについて

不審者情報や気象・防災・地震情報等の安心安全情報をメールで受け取ることが出来ます。

【登録方法】

- ①<https://mbyc.jp/mnc/sus/>のページを開く
- ②所定の項目を入力して登録をクリックする
※ドメインmbyc.jpからのメールをうけとれるようにしてください。

【事業主体】松山市青少年育成市民会議

電話 089-907-7826

メール info@mbyc.jp

WEB(PC) <https://mbyc.info>



なりすまし詐欺にご注意!!

警察官や通信事業者などをかたったなりすまし詐欺の被害が多発しています。

固定電話に自動音声ガイダンスで「未納金があるので電話が使えなくなります。詳しくは1番を押してください。」

「警察です。あなたの口座が詐欺グループに使われています。不法行為で犯罪になるので、名前・住所・生年月日を教えてください。」

このような電話は、すべて詐欺です。

警察や通信事業者が、電話で手続きの依頼や個人情報提供を聞くことはありません。

不審な電話があれば、すぐに消費生活センターや警察に相談してください。

- 消費生活センター 089-948-6382

(平日 8 時 30 分～16 時)

- 消費者ホットライン 188

(平日 8 時 30 分～17 時
土・日曜・祝日 10～16 時)

- 警察相談専用電話 #9110

(平日 8 時 30 分～17 時 15 分)
上記以外は当直対応



松山市暴力団排除条例について

わたしたちが安全で安心な市民生活が送れるよう、暴力団の排除を推進する条例を制定しています。

■ 条例の主な内容

- 公共工事など市の事業では暴力団員を入札に参加させません。
- 市の施設などが暴力団の活動に利用されると認められる場合は使用を不許可、または取り消します。
- 公共工事に関する契約を暴力団員等または暴力団関係事業者と締結することを禁止します。
- 暴力団排除特別強化地域（道後地域・番町地域）を指定し、暴力団員に用心棒の対価として金品を渡すことを禁止します。

義務違反者に対しては、氏名等の公表を行う行政措置や1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰則が科せられます。

詳細は市ホームページをご覧ください。

人事課 本館 4F



TEL 089-948-6940 FAX 089-934-9205

URL <https://www.city.matsuyama.ehime.jp/shisei/saiyojoho/jinji/sonota/bouhajjourei.html>

公共施設ガイド

※MAPは巻末の地図の座標記号と対応していますので、地図での所在地確認もできます。

防災センター

時 9時30分～16時30分

休 火・水・祝日・年末年始

■ 施設の概要

- 視聴覚体験コーナー
- 消火体験コーナー
- 避難体験コーナー
- 救命講習コーナー

応急手当などの方法を学べます。お問い合わせは消防局救急課 ☎089-926-9227または消防署まで。

- 地震体験車試乗

運行状況により、試乗できない場合がありますので、予約時にご確認ください。



萱町六丁目30-5 MAP L-3

TEL FAX 089-911-1881

